

# 平成15年における 警備業の概況

警察庁生活安全局生活安全企画課

# 1 警備業者の状況

## (1) 警備業者数

警備業者（4条）数は、表1のとおり、平成15年12月末現在、9,131業者である。

警備業法施行当時（昭和47年11月）と比べて、11.8倍に増加し、前年より332業者（3.5%）減少している。

最近5年間の状況は、平成11年が372業者（4.0%）増、平成12年が178業者（1.8%）増、平成13年が448業者（4.5%）減、平成14年が11業者（0.1%）減であり、昭和47年から平成12年まで一貫して増加傾向にあったが、平成13年に初めて減少した。

表1 警備業者数の推移

区分 年次	11年	12年	13年	14年	15年
警備業者数	9,722	9,900	9,452	9,463	9,131
(指数)	(100)	(102)	(97)	(97)	(94)

## (2) 警備業者の営業所の数別状況

平成15年末における全国の警備業者（9,131業者）が全国の都道府県に設けている営業所の総数は13,656である。

そのうち、警備業者の営業所数別状況は、表2のとおりであり、主たる営業所のみ設けている警備業者が7,562業者で、全体の82.8%、営業所の数が5以下の警備業者が、8,912業者で全体の97.6%を占めている。

表2 警備業者の営業所の数別状況（平成15年末）

総数	警備業者数	構成比
0	93	1.0
1	7,562	82.8
2	797	8.7
3	245	2.7
4	129	1.4
5	86	0.9
6~9	127	1.4
10~19	63	0.7
20~29	16	0.2
30以上	13	0.1

注：本年から、警備業者の認定を受けた都道府県における営業所の数だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所の数を計上している。

### (3) 警備業者の他の都道府県における業務実施状況

平成15年12月末現在の警備業者が認定を受けた都道府県以外の都道府県において業務を実施している状況をみると、表3のとおり、法第5条前段の規定による届出をして他の都道府県に営業所を設けている警備業者（5条前段業者）は延べ2,310業者で、前年に比べ126業者減少し、法第5条後段の規定による届出をして他の都道府県において業務を実施している警備業者（5条後段業者）は、延べ3,189業者で、前年に比べ109業者増加している。

表3 警備業者の他の都道府県における業務実施状況（平成15年末）

種 別	業 者 数	前 年 比
4 条 業 者	9,131	-332
5 条前段業者	2,310	-126
5 条後段業者	3,189	+109
計	14,630	-349

### (4) 売上高

#### ア 売上高の総額

売上高の総額は、3兆2,222億4,600万円で、前年（2兆7,497億6,000万円）より、4,724億8,800万円（17.2%）増加した。

また、1業者当たりの売上高は3億5,289万円で、前年（2億9,058万円）より、6,231万円（21.4%）増加した。

#### イ 警備業者の売上高別状況

警備業者の売上高別状況は、表4のとおり、売上高が1,000万円未満の警備業者は2,739業者で全体の30.0%、売上高が5,000万円未満の警備業者は4,946業者で全体の54.2%を占めており、警備業者の過半数が売上高5,000万円未満の業者である。

表4 警備業者の売上高別状況（平成15年中）

売上高別	警備業者数	構成比(%)
総数	9,131	—
1,000万円未満	2,739	30.0
1,000～3,000万円未満	1,457	16.0
3,000～5,000万円未満	750	8.2
5,000～1億円未満	1,249	13.7
1億～20億円未満	2,379	26.1
20億～50億円未満	168	1.8
50億～100億円未満	55	0.6
100億円以上	47	0.5

注：全国警備業協会が、警備業者8,844業者を対象に、売上高別状況について調査を行ったものである。

#### (5) 警備員

##### ア 警備員数及びその雇用別の年別推移

警備員数は、表5のとおり、平成15年12月末現在で、45万9,305人で、前年より、2万2,495人(5.1%)増加しており、警備業法施行当時(4万1,146人)と比べると11.2倍となっている。

警備員の雇用別状況では、常用警備員は35万8,607人で、前年より1万9,827人(5.9%)増加し、臨時警備員は10万0,698人で、前年より2,668人(2.7%)増加している。警備員総数に占める臨時警備員の割合は、21.9%である。

表5 警備員数及びその雇用別の年別推移（各年末）

区分 年次	11年	12年	13年	14年	15年
総数 (指数)	406,109 (100)	422,851 (104)	446,703 (110)	436,810 (108)	459,305 (113)
常用警備員 (指数)	306,935 (100)	319,512 (104)	341,264 (111)	338,780 (110)	358,607 (117)
臨時警備員 (指数)	99,174 (100)	103,339 (104)	105,439 (106)	98,030 (99)	100,698 (102)
臨時 総数 (%)	24.4	24.4	23.6	22.4	21.9

## イ 警備員の男女別・雇用別状況

警備員の男女別は、表6のとおりであり、女子の警備員は2万7,635人で、全警備員数の6.0%を占めている。

また、女子警備員の30.8%は臨時警備員である。

表6 警備員の男女別・雇用別状況（平成15年末）

	警備員総数	常用警備員	臨時警備員	臨時警備員の割合
警備員総数	459,305	358,607	100,698	21.9
男子警備員	431,670	339,494	92,176	21.4
女子警備員	27,635	19,113	8,522	30.9
女子警備員の割合	6.0%	5.3%	8.5%	——

## ウ 警備業者の警備員数別状況

警備業者の警備員数別状況は、表7のとおり、警備員数50人未満の警備業者が7,177業者で、全体の78.6%を占めている。

表7 警備業者の警備員数別状況（平成15年末）

警備員数別	警備業者数	構成比(%)
総数	9,131	——
5人以下	2,299	25.2
6～9人	977	10.7
10～19人	1,603	17.6
20～29人	1,028	11.3
30～49人	1,270	13.9
50～99人	1,091	11.9
100～499人	774	8.5
500～999人	53	0.6
1,000人以上	36	0.4

注：本年から、警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に所属する警備員の数を計上している。

(6) 警備業務種別ごとの警備業の状況

ア 警備業務の種別ごとの警備業者数及び警備員数

警備業務の種別ごとの警備業者は、表8のとおりである。

表8 警備業務の種別ごとの警備業者数（平成15年末）

警備業者数等 警備業務の種別		警備業者数	構成比
総数		9,131	-
1号	常駐	4,478	49.0
	巡回	743	8.1
	空港保安	44	0.5
	機械	875	9.6
	住宅を対象	517	5.7
	住宅以外を対象	691	7.6
総計		4,759	52.1
2号	交通誘導	4,797	52.5
	雑踏	1,537	16.8
	総計	5,050	55.3
3号	貴重品運搬	361	4.0
	現金輸送	319	3.5
	現金輸送以外の貴重品運搬	112	1.2
	核燃料物質等運搬	10	0.1
	その他	7	0.1
総計		373	4.1
4号	身辺	77	0.8
	緊急通報サービス	65	0.7
	総計	134	1.5

注1：警備業者が2以上の業務を実施している場合は、その業務ごとにそれぞれ1として計上している（「総数」及び各号の「総計」については複数計上していない。）

2：表中の「巡回」警備業務とは、複数の警備業務対象施設を車両等で巡回するなど、警備業務対象施設に常駐せずに盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。

3：表中の「現金輸送」警備業務とは、貴重品運搬警備業務のうち現金の運搬に係るものをいう。

4：表中の「貴重品の運搬」警備業務の「その他」とは、一般の危険物などの運搬警備業務をいう。

5：表中の「緊急通報サービス」とは、隔地の人の身辺に備えた機器を通じて、その身体に対する危害の発生を警戒し、防止する業務をいう。

6：「構成比」は、各種別の警備業務を行う警備業者の数の警備業者の総数に対する百分比である。

7：本年から、警備業者の認定を受けた都道府県における営業所だけでなく、他の都道府県を含む全国の営業所に係る警備業務の種別を計上している。

## (7) 機械警備業の状況

### ア 概要

機械警備業の全体的状況は、表9のとおりであり、機械警備業者数は平成15年12月末現在890業者で、前年より21業者(2.3%)減少している。

機械警備業務対象施設数は、205万9,384箇所、前年(116万4,542箇所)より89万4,842箇所(76.8%)増加している。

表9 機械警備業者・基地局・機械警備業務対象施設等の数(各年末)

区 分	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
機 械 警 備 業 者 数 (指 数)	789 (100)	812 (103)	891 (113)	911 (115)	890 (113)
基 地 局 数 (指 数)	1,216 (100)	1,228 (101)	1,221 (100)	1,121 (92)	1,113 (92)
待 機 所 数 (指 数)	8,331 (100)	8,736 (105)	8,873 (107)	8,592 (103)	8,883 (107)
専 従 警 備 員 数 (指 数)	30,689 (100)	33,110 (108)	34,637 (113)	32,919 (107)	32,151 (105)
うち 基地局勤務員数 (指 数)	4,874 (100)	4,990 (102)	5,429 (111)	4,967 (102)	4,469 (92)
専 用 巡 回 車 数 (指 数)	10,459 (100)	13,479 (129)	13,670 (131)	13,450 (129)	18,270 (175)
対 象 施 設 数 (指 数)	957,312 (100)	1,086,246 (113)	1,236,142 (129)	1,164,542 (122)	2,059,384 (215)

注：本年から、機械警備業者が機械警備業務開始の届出をした都道府県内の待機所及び対象施設だけでなく、他の都道府県を含む全国の数に計上している。

### イ 機械警備業者の規模別状況

表10 機械警備業者当たりの基地局、機械警備業務対象施設等の数の状況

区 分	総 数	1 業 者 当 たり
機 械 警 備 業 者 数	890	—
基 地 局 数	1,113	1.3
待 機 所 数	8,883	10.0
専 従 警 備 員 数	32,151	36.1
うち 基地局勤務員数	4,469	5.0
専 用 巡 回 車 数	18,270	20.5
機 械 警 備 業 務 対 象 施 設 数	2,059,384	2313.9

注：本年から、機械警備業者が機械警備業務開始の届出をした都道府県内の待機所及び対象施設だけでなく、他の都道府県を含む全国の数に計上している。

表 1 1 対象施設数別の基地局等の数

対象施設数	基地局数	待機所数	専従警備員数	巡回車数	対象施設総数
総 数	1,113	8,883	32,151	18,270	2,059,384
2 0 0 未 満	714	1,695	8,382	3,532	52,319
2 0 0 ~ 4 9 9	135	727	3,708	1,637	45,442
5 0 0 ~ 9 9 9	83	688	1,945	791	53,686
1,000 ~ 1,999	42	513	1,283	619	62,525
2,000 ~ 4,999	63	1,670	4,412	1,431	199,173
5,000 ~ 9,999	41	1,616	4,326	1,990	296,456
10,000 ~ 49,999	33	1,877	6,934	2,905	556,595
50,000 ~ 99,999	0	0	0	0	0
100,000 以上	2	97	1,161	5,365	793,188

注：本年から、機械警備業者が機械警備業務開始の届出をした都道府県内の待機所及び対象施設だけでなく、他の都道府県を含む全国の数に計上している。

#### ウ 機械警備業者の即応体制の整備状況

過去5年間における機械警備業者の即応体制の整備状況は、表12のとおりである。

平成15年末の即応体制の整備状況をみると、警備員配置率(対象施設100箇所当たりの専従警備員数)は、1.56人(前年2.83人)であり、前年より減少した。また、巡回車配置率(対象施設100箇所当たりの専用巡回車数)は、0.89台(前年1.15台)であり、前年より減少した。

表 1 2 機械警備業者の即応体制の整備状況の年別推移(各年末)

区 分	年 次	1 1 年	1 2 年	1 3 年	1 4 年	1 5 年
警備員配置率		3.20	3.05	2.80	2.83	1.56
巡回車配置率		1.09	1.24	1.11	1.15	0.89
巡回車配車率		2.93	2.46	2.53	2.46	1.76

注 1：警備員配置率とは、対象施設100箇所当たりの専従警備員数を表す。

注 2：巡回車配置率とは、対象施設100箇所当たりの専用巡回車数を表す。

注 3：巡回車配車率とは、巡回車1台当たりの警備員数を表す。



## 2 検定の実施状況

警備員等の検定制度は、昭和61年に開始されて以来、都道府県公安委員会が学科試験等を行う方法（以下「直接検定」という。）と(社)全国警備業協会及び(財)空港保安事業センターが行う指定講習を修了した者に対して学科試験及び実技試験を免除して行う方法とにより行われている（指定講習における1級講習は平成3年に開始。）

平成15年末における検定取得者数の累計は、表13のとおり、1級検定延べ5,353人、2級検定延べ9万4,562人であり、1級検定取得者の全警備員に占める割合は、1.2%、2級検定取得者の全警備員に占める割合は、20.6%である。

表13 検定取得の状況（平成15年末）

	空港保安	常駐	交通誘導	核燃料物質運搬	貴重品運搬	計
1級検定取得者（累計）	1,228	465	1949	0	1711	5,353
平成15年中	209	215	360	0	216	1,000
2級検定取得者（累計）	3,728	12,863	66,301	367	11,303	94,562
平成15年中	650	2,757	6,122	31	791	10,351

注1：表中の常駐警備は、空港保安警備を除く。

2：表中の貴重品運搬警備は、核燃料物質等運搬警備を除く。

## 3 警備業者に対する行政処分の実施状況

最近5年間における警備業者に対する行政処分の実施状況は、表14のとおりである。

平成15年中における警備業者に対する行政処分の実施件数をみると、指示が129件、営業停止が11件、認定の取消しが5件、総数145件であり、前年より1件（0.7%）減少した。

表14 行政処分件数の年別推移（各年中）

区分	年次	11年	12年	13年	14年	15年
総数		93	134	137	146	145
指示処分		69	104	125	127	129
営業停止処分		21	24	11	16	11
認定取消処分		3	6	1	3	5

